

議第39号

三島市障害程度区分判定審査会条例の一部を改正する条例案

三島市障害程度区分判定審査会条例（平成18年三島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市障害支援区分判定審査会条例

第2条中「三島市障害程度区分判定審査会」を「三島市障害支援区分判定審査会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表障害程度区分判定審査会の委員の項中「障害程度区分判定審査会」を「障害支援区分判定審査会」に改める。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士